

# 就職慣行である「一人一社制」を令和7年3月 高等学校卒業生より『9月16日から一人二 社まで応募・推薦を可能とする』へ変更！

茨城県就職問題検討会議では、新規学校卒業生の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援、職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行っています。

この会議を令和6年2月21日に開催し、令和7年3月新規高等学校卒業生の応募・推薦方法の在り方について、協議した結果、次の「申し合わせ(一部抜粋)」に変更することに決定しました。

- 1 複数応募の開始時期について
  - ・令和6年9月16日の選考開始日から一人二社まで複数応募・推薦を可能とする。
- 2 複数応募が可能な求人について
  - ・指定校求人以外の公開求人とするが、求人者が複数応募を可とする求人に限る。※
- 3 複数応募が可能な生徒について
  - ・指定校求人に応募していない者。
  - ・公開求人の求人者が複数応募を不可としている求人に応募していない者。
  - ・応募時点において、採用が内定していない者。
- 4 採用選考について
  - ・求人者は採用選考の実施及び選考結果の通知を、速やかに学校を通じて応募者に文書をもって通知すること。
  - ・求人者は単願・併願のみをもって採用選考の判断基準としないこと。
  - ・求人者は求人数を上回る採用内定を出した場合でも内定の承諾があった内定者全員を雇用すること。
- 5 生徒の意思表示について
  - ・内定通知を受けた生徒は、内定の承諾について学校を通じて連絡すること。
  - ・なお、2社から内定を受けた生徒は、いずれかの求人者に対して内定の承諾の通知を、もう一方の求人者に対しては内定の辞退通知を、速やかに学校を通じて行うこと。

## ※上記2の注意点

求人者が複数応募を「否」とする場合は、従来どおり「一人一社」の公開求人とする。